

その他の木材・木製品製造業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時 間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
6	16 ～ 17	工場内で作業中、反転機に右腕を挟み負傷した。	29	1 ～ 9
6	15 ～ 16	パレット製作工場内にて、パレットを製作中、板の隙間を調整するため、スクレーパーを隙間に立てて板を寄せながら釘を打ち込んでいた。使用していたスクレーパーが小さく、手で支えながら釘打機を使用していた。その際に釘打機が滑り、掌に向けて釘が発射した。	30	10 ～ 29
11	10 ～ 11	工場内において、イワシ箱の棧を自動棧打機を使って取り付していたところ棧が下りてこないの確認するため、スイッチを切ってすぐ手を入れたところ、機械がまだ完全に止まっていなかったので左人差し指が挟まれ負傷した。	47	1 ～ 9
11	11 ～ 12	工場の蓋押機は丸型の蓋を作るために枠と板を入れて足で踏みとホットメルト付けのために上からアルミ板が下りてくる仕組みになっているが、セットして手を抜く前に誤ってペダルを踏んでしまい、右手小指を機械に挟んでしまった。電源スイッチを押すと上がる仕組みになっている。	61	10 ～ 29
11	10 ～ 11	工場内のパレット製造機にて自動運転での作業中、不注意により可動部に手を差し出し、右手親指と人差し指を挟まれ負傷した。	46	10 ～ 29
11	13 ～	同社工場内において、被災者は、モーター付丸ノコ台で、木材を加工中、誤って右手人差し指と中指の先が、丸ノコの刃に触れ、怪我をした。	38	1 ～

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html